

近代日本の児童労働

——年少労働者の保護と供給をめぐる

榎 一江

はじめに

- 1 工場ではたらく子どもたち
 - 2 女工供給事業——女工保護組合から職業紹介所へ
- おわりに

はじめに

近代日本において、児童労働が大きな社会問題となることはなかった。もちろん、幼い子どもが働くことはよく見られたし、その待遇の悪さが問題となることはあった。しかし日本の場合、産業革命期のイギリスがそうであったように、児童労働が社会問題としての広がりを持つまでにはいたらなかったのである。

経済史研究において、その理由がいくつか提起されている。たとえば、「児童労働が目に見えるようなかたちで使用されたという事実は日本の場合ない」という斉藤修は、伝統的な小農家族経済において慣習的な就業開始年齢を守ろうという力が働いていたために、「工場制工業が登場しても、年少労働の搾取という事態が社会問題化するほどには生じなかったのではないか」と述べている⁽¹⁾。また、年少者と幼年者の就業を区別し、児童労働の数量的把握を試みた結果、法的規制がない状態では児童労働による労働力の代替が進行するというイギリスを典型とする現象は、明治日本においては生じなかったと結論付けた⁽²⁾。これは、低年齢児童の労働そのものがそれほど多くなかったという認識とともに、通説的理解を形成している⁽³⁾。

ただし、児童労働の基準となっている15歳未満の労働に着目すると、日本でも近代産業が勃興

(1) 斉藤修『賃金と労働と生活水準——日本経済史における18-20世紀』岩波書店、1998年、98頁。

(2) 斉藤修「近代日本の児童労働——その比較数量史的考察」『経済研究』46-3、216-229頁。

(3) この議論には、児童労働が問題となるのは学齢期の子どもの就業であるとの前提があり、低年齢者を雇用するほど劣悪だとの判断がある。したがって、1909年の統計で近代的な紡績工場で14歳未満の労働者が多かった事実も、「他の工場と比べて低い年齢のティーンエイジャーを数多く雇い入れたとはいえ、学齢期にある子供の雇用が戦略的重要性をもっていたという解釈はなりたない」（前掲「近代日本の児童労働」220頁）としている。後述のように、日本の場合、こうした戦略がとられたのはもう少し後のことであった。

する過程で多くの子どもが重要な労働力となっていたのはよく知られた事実である⁽⁴⁾。荻山正浩は、1920年の第1回国勢調査において12～14歳の有業率が約3割（男30.6%、女28.8%）に上ることを確認し、多くの子どもが働いていたにもかかわらず、それが大きな社会問題とはならなかったことを日本の特徴として指摘する⁽⁵⁾。そして、紡績業を事例として児童労働と労働供給に関する検討を行い、15歳未満の子どもはこの産業の基幹労働力であったがゆえに一定の処遇を受けており、激しい労働移動により労働力が不足するなか、とりわけ賃金に関して成人に比べて低い労働条件が課せられるといった事態にはならなかったと論じた。つまり、経済成長を阻害しない程度の労働力不足が、児童労働の労働条件維持に役立つという結論を導き出しているのである。

そこで本稿は、同じく児童労働とその労働条件維持をめぐる労働供給の問題を、労働市場政策の観点から考察する。経営側に一定の労働条件維持を促すような労働市場はいかに形成されたのか、という点に関心があるからである。具体的には、紡績業とともに年少労働者を多く雇用していた製糸業の事例を取り上げ、以下の順に検討する。

まず、近代日本の児童労働をめぐる基礎的な事実を確認する。言うまでもなく、15歳未満の就業者の多くは農林業に従事しており、農業における児童労働のあり方は重要な論点となるだろう。しかしながら、本稿は工業分野に焦点を当てる。なぜなら、近代日本において年少労働者の保護が真っ先に要求されたのは、工業分野であったためである。そこで工業分野において年少労働者の保護が進み、国際的な圧力の中で最低年齢が引き上げられ、義務教育の修了が保障されるにいたる過程を概観する。そのうえで検討するのは、小学校を舞台に実施された少年職業紹介事業であり、1928年から実施された職業紹介所による女工紹介事業の展開である。主に年少労働者の労働市場をめぐる保護のあり方に着目して、近代日本の児童労働がいかに把握・問題化され、その「解消」が図られていったのかという課題を追求するのが本稿の課題である。

1 工場ではたらく子どもたち

(1) 明治期の工場における年少労働者

まず、工場統計表から年齢別工場労働者数（1909年）を確認することから始めよう。これは、職工5人以上を使用する工場についての調査であり、「職工」とは「職工徒弟其他直接作業ニ従事スルモノ」となっていた。もちろん、家事労働に従事する子どもなど工場以外で働く子どもも少なくなかったし、職工数が4人未満の零細な工場でも多くの子どもが働いていた可能性は否定できない。にもかかわらずこの統計を確認するのは、本稿の目的が児童労働の把握・問題化のあり方を追求することにあるからである。

表1によれば、12歳未満の工場労働者は5,800人弱で、その約8割は女子であった。当時、把握された工場労働者の過半を女子が占めていたが、年少労働者の中心もやはり女子であったことは強

(4) 児童労働の定義に関しては、本特集堀内論文参照。

(5) 荻山正浩「戦前日本の児童労働と労働供給——紡績女工の年齢、賃金、需給状況」『千葉大学経済研究』23-3、2008年12月、83-117頁。

表1 年齢別工場労働者数（1909年）

（人）

年齢	男	女	染織工場計			
			製糸業	紡績業	織物業	
～12	1,102	4,689	3,280	341	1,619	1,014
12～14	8,387	32,253	26,829	9,202	7,630	8,686
14～16	20,179	77,752	68,092	29,853	13,694	21,760
16～20	50,981	171,225	151,798	70,132	27,804	48,019
20～	226,400	207,579	164,328	72,194	30,976	53,145

資料：「工場統計表」（1909年）。

調しておいてよいであろう。12歳未満の女子工場労働者のうち、約7割は「染織工場」で働いており、なかでも紡績業に従事する者が最も多く、製糸業に従事する者は少なかった。同時代の調査でも、紡績業に幼年労働者が多い点が指摘されている。多くは、母親など家族の就労に伴って工場に入り、掃除など雑用をこなして若干の賃金を得ていた⁽⁶⁾。

表1には記していないが、12歳未満の男子が最も多く働いていたのは化学工場（490人）であり、うち272人が窯業に、198人が燐寸を含む発火物製造業に従事していた⁽⁷⁾。この燐寸工場は同時代的にも年少労働に依存する代表的な産業として知られていたが、同時に女子労働者が多かった点にも注意を払う必要があるだろう。燐寸工場で働く労働者数を詳細に記せば、12歳未満が男198/女891人、12～14歳が男533/女1,391人、14～16歳が男732/女2,039人、16～20歳が男1,053/女3,062人、20歳以上2,469/4,758人となっており、いずれも女子が多くを占めていた⁽⁸⁾。一般的には、当該工場が必要とされる熟練度の低さによるものと理解されてきたが、さしあたり、年少労働者に依存する工場が同時に女子に依存していたことを確認しておこう。

女子工場労働者をめぐっては、1890年代に入るところから、工場等における劣悪な労働環境、賃金不払い、監禁・制縛・殴打等の虐待事件が度々報道されるようになっていた。1892年には、器械製糸業の発達した信州諏訪の製糸工場で、製糸粗悪を理由に罰金を課し、賃金が支払われないばかりか、脱走防止のため監禁状態にあるとして工女の虐待が報じられた。こうした状況は、多くの事例が報じられるにつれ、社会問題化した。例えば、1899年には、東京府下紡績工場での長時間労働、粗末な食事、狭い寄宿舍、低賃金、強制貯蓄等の実態が「工女虐待」として報道された。

(6) ちなみに紡績業に従事する12歳未満の男子は40人であった。こうした幼年労働者を排除し、子どもを抱える母親の就労支援策が模索された点に着目する千本暁子は、工場法案が熟練形成システムの再構築を問題とし、女工の勤続を促す就労支援策として労働時間規制がもうけられたとの議論を提起している（千本暁子「日本における工場法成立史——熟練形成の視点から」『阪南論集』43（2）、2008年3月、1－17頁）。

(7) 窯業では主に硝子製造に従事していたが、硝子製造業には男子が多く、徒弟も含まれており、相対的に高賃金であったため、他の状況とは異なっていた。

(8) 「工場統計表」1909年。なお、藤野敦子「日本の児童労働とジェンダーバイアス：歴史からの考察」『日本ジェンダー研究』10、2007年、27－40頁は、近世以前から現代にかけて、いかにジェンダーバイアスがこの問題に強く作用しているかを概観している。

1901年には、監獄における囚徒待遇よりも一層惨状を極める工場労働者の現状に対し、警視庁による工場取締りが報じられた。同様の事例は、東京のみならず全国的に見られたため、何らかの規制が必要との認識が生まれていった。そのため、明治政府は工場調査を開始し、農商務省によって『職工事情』がまとめられたが、その「附録一」には1901年から03年にかけて報道された虐待事例について、農商務省から各府県に照会した際の回答が記録されている⁽⁹⁾。

それによれば、紡績業などの大工場では職工取締りや監督と呼ばれる人々による虐待があった。過酷な労働条件に耐えられず逃亡する者も後を絶たなかったが、その逃亡を防ぐために監禁等の手段がとられた。また、小規模の作業場や家内工業では雇主本人やその家族による日常的な虐待が報告され、それらはしばしば激化した。例えば、機織工女に対して成績不良を理由に食事を抜き、夜中まで作業させ眠らせない、見せしめのため裸体で殴打するなどの行為が記されている。また、虐待により自殺に追い込まれた事例もあった。こうした調査報告は、「労働者保護」を目的とする工場法の成立を促したものの、その成立は1911年までまたなければならず、その施行はさらに遅れた⁽¹⁰⁾。年少労働者の存在は、こうした女工問題の中に埋没していたように思われる。

(2) 工場法施行後の年少労働者

1911年に成立し、1916年に施行された工場法は、工業に使用し得る最低年齢を12歳以上と定めた。ただし、施行時に10歳以上で引き続き雇用されているものは例外となり、許可を得て10歳から働くことが可能であった⁽¹¹⁾。工場法適用工場における職工の年齢構成を確認しよう。

表2 工場法適用工場における年齢別工場者数（1917年）

(人)

年齢	総計		染織工場		化学工場		危険有害工場	
	男	女	男	女	男	女	男	女
10～12	966	3,837	54	2,154	391	746	479	819
12～15	22,285	103,044	5,607	91,115	5,954	4,800	6,501	4,668
15～20	174,668	319,700	35,673	275,070	22,018	13,154	36,712	13,244
20～	563,928	329,964	80,132	246,513	81,491	27,787	125,593	23,717

資料：大原社会問題研究所『日本労働年鑑 第1集1920年版』より作成。

(9) 農商務省商工局『職工事情附録一』1903年。

(10) 「子ども」観に注目して工場法の成立過程を検討したものに、元森絵里子「労働力から「児童」へ——工場法成立過程からとらえ直す教育的子ども観とトランジションの成立」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』136、2011年10月、27-67頁がある。ここでは、「児童」「子ども」を学校が保護し将来に備えるという論理の浸透と見える過程が、実は、資本の論理が経済性の観点から不要の年少者を手放していった過程であったとも指摘されている。

(11) 工場法第二条は「工業主八十二才未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ法施行ノ際十才以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス行政官庁ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ十才以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得」と規定した。なお、工場監督年報による児童労働の検討は、田中勝文「児童労働と教育——とくに1911年工場法の施行をめぐる——」『教育社会学研究』22、1967年10月、148-161頁を見よ。

表2によれば、10～12歳の職工は約4,800人、12～15歳の職工は約125,000人であったが、そのほとんどが「染織工場」、燐寸工場を含む「化学工場」と「事業の性質危険又は衛生上有害なる工場」に集中していた。さらに15歳未満の職工のうち「染織工場」で働く女工は93,000人に及び、ここに年少労働者が偏在していたことがわかる。その傾向は、工場法施行前と同様であり、1917年末現在で13万人余りの子どもたちが合法的に職工として工場で働いていたことになる。

ところで、1919年の第1回国際労働会議で採択された「工業ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル条約」は、最低年齢を14歳以上とした⁽¹²⁾。日本とインドには、12歳以上で尋常小学校修了者の使用や就業中の12歳以上14歳未満の者の使用が例外的に認められたが、10歳以上の就業を許可する工場法との間に齟齬が生じていた。批准に当たっては最低年齢の引き上げが急務となり、1923年に工場法の改正とともに工業労働者最低年齢法が成立したのである。1923年3月公布、1926年7月1日施行の工業労働者最低年齢法では、第2条で「14歳未満ノ者ハ工業ニ使用スルコトヲ得ス但シ12歳以上ノ者ニシテ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス(略)」と規定した。こうして義務教育の修了がひとまず保障されると、少年労働保護の焦点は学校卒業時に移り、少年の職業指導が新たな社会政策的課題として浮上したのである⁽¹³⁾。

(3) 少年職業紹介と製糸女工

日本の公共職業紹介制度は、1921年の職業紹介法が無料職業紹介を行う公営職業紹介所の設置を定めたことから始まる⁽¹⁴⁾。これも、第1回国際労働会議で採択された失業に関する条約の批准に際し、中央官庁管理下にある公の無料職業紹介所の設置が求められた為である。その設置主体は、市町村等さまざまであったが、1936年に道府県への移管が行われ、1938年には改正職業紹介法により職業紹介事業の国営化が実現した。この間、職業紹介所の専門化が進み、一般の職業紹介のほかには日雇、婦人、俸給生活者等に対する紹介事業が展開した⁽¹⁵⁾。少年職業紹介もそのひとつであり、1925年の「少年職業紹介に関する件依頼通牒」を嚆矢とする。これは、内務省社会局、文部省普通学務局から地方長官、中央職業紹介事務局長あてに出された通牒で、18歳未満の少年に対し、一般職業紹介とは別の取り扱い求めるものであったが、主たる対象となったのは小学校卒業直後の者たちであった。

1926年に少年職業紹介を取り扱った職業紹介所は109ヵ所で、提携した連絡小学校は1,925校であったが、年々増加していった。連絡小学校は、卒業前に就職希望児童に対し調査を行い、その結

(12) 日本は1926年8月7日に批准したが、最低年齢条約(第138号)の批准により2000年6月5日に批准廃棄となった。なお、1937年の改正で最低年齢は14歳以上から15歳以上に引き上げられた。

(13) 高瀬正弘「1920年代における少年労働保護政策の展開——工場法から少年職業紹介へ——」『東京大学大学院教育学研究科紀要』42、2003年3月、149-157頁は、この最低年齢法に、「最初の包括的な〈教育〉による少年労働保護の指向性」を見出している。

(14) 澤邊みさ子「日本における職業紹介法(1921年)の成立過程——本格的な労働市場社会政策の登場——」『三田学会雑誌』83-I、1990年9月、122-137頁は、この制度の積極的な意義付けを試みている。

(15) この間の事業展開については、澤邊みさ子「職業紹介法施行以後の職業紹介事業の展開——社会事業から社会政策への脱皮——」『三田学会雑誌』85-3、1992年10月、153-171頁が紹介している。

果を職業紹介所に通報する。職業紹介所は求人口調査を行い、「(一) 事業経営の状態及業務の性質、(二) 就職設備の良否、(三) 職業に対する危険の有無、(四) 職業に対する将来の進路、(五) 労働条件の適否及雇用条件履行の確否等」を調査して、連絡小学校に通報する。紹介所間の連絡をとりながら少年の適職を決定して紹介するが、就職後も勤務状況、業務の適否、雇用条件履行状況等を調査して指導を加えるというものである⁽¹⁶⁾。

少年に対する職業指導の方針は極めて明快である。福岡地方職業紹介事務局が児童向けに作成した『少年少女の職業の道しるべ』は、転職者を「世の中の落後者」であり、「落第生」であるとし、転職の弊害を説く。転職を繰り返すと、「他の同僚には遅れ、年齢は遠慮なく行くし、仕事の上達と云ふことは望まれぬし、何一つとして自分に付いた技両と云ふものはなく、何処でも新入生として他人の下にしかれ、其の間に仕事が面白くなり、自暴自棄となり、道徳は破壊され、次第に怠惰の風が培られ、一方収入は定まらず『貧すれば貪する』の言葉通りに、浮浪人の仲間引き込まれ、体丈は立派な体を持つて十分に働ける身でありながら、之れと云ふ定まった仕事を持たず、甚しきに至っては犯罪者の群にはひることにもなる」からである⁽¹⁷⁾。したがって、学校から社会へと最初の一步を踏み出す際に、「自分一生涯の仕事とし得る職業を選んで、一度其の仕事に就いた以上は脇目もふらずに一生懸命に真面目に働くことが肝要である」という⁽¹⁸⁾。

この少年職業紹介について、紡績業を中心に多くの年少労働者を擁した大阪地方職業紹介事務局は、「女工ヲ多数使用スル工場ニハ幼年工ヲ使用シツツアル現状ニシテ、少年職業紹介取扱上考慮ヲ要スルモノアラン⁽¹⁹⁾」と指摘した。1920年代半ばには、幼年工のなかに尋常小学校を修了していない者が相当数いたからである。なぜこのように多くの幼年工を雇用するようになったのか。同事務局は、1900年8月の小学校令第33条第3項に「其ノ保護者貧弱ノ為其ノ児童ヲ就学セシムルコト能ハサルノ故ヲ以テ入学免除若クハ猶予セラルルコトヲ得」との条文があるため、と推察している。この規定により、工場主は「保護者貧弱」を理由に就学を免除された子どもを採用するにいたったという。一方、先述の工場法は学齢児童の教育保護に関して、工場内に特別教育を施設することを条件としてその就労を認めたため、幼年工は増大した⁽²⁰⁾。それは、「養成工ノ募集ニカワ注ギタル当時ハ殊ニ多ク見ラレタル現象」であったという⁽²¹⁾。

付言すれば、幼年工は工業化とともに自然に増大したわけではなかった。保護者の貧困を理由に子どもの就学を免除した結果、不足する労働力を補うべく養成工として子どもを積極的に雇用する経営側の戦略を生じさせ、幼年工の増大を招いたのである⁽²²⁾。それは、工場法施行後も続いている。

(16) 福岡地方職業紹介事務局『少年の職業指導』1929年3月。これは小学校の先生用に少年職業紹介の概要を説明したものである。

(17) 福岡地方職業紹介事務局『少年少女の職業の道しるべ』〔付属資料として1930年1月末現在調べの職業紹介所便覧あり〕9、10頁。

(18) 同前11頁。

(19) 大阪地方職業紹介事務局『管内女子工場労働者の概況』1927年11月、9頁（近現代資料刊行会編『東京大学社会科学研究所蔵「糸井文庫」シリーズ「労働事情2 労働諸相」1女工①』所収）。

(20) たとえば、製糸工場における特別教育の展開は、花井信『製糸女工の教育史』大月書店、2002年に詳しい。

(21) 前掲大阪地方職業紹介事務局『管内女子工場労働者の概況』。

(22) 長野県五加村の研究では、1905年頃から女子の小学校中退者が増え、製糸工場などへの出稼ぎも増大した

た。さらに、そうした現象は製糸業に顕著であったという。有数の製糸地帯を管轄する東京地方職業紹介所の調査によれば、管内869ヵ所の製糸工場における普通教育未修了者は2,224人で、調査人員の1割を占めていた⁽²³⁾。また、京都府に本社をおく郡是製糸の専務片山金太郎は、1920年前後の労働者不足を機に同社が陥った募集難について、「多クノ職工ヲ得ルベク年少ナルモノニテモ入社セシメタル為メ労ニ絶ヘカネ間モナク退社スル者ガ相当多ク為メニー層年少ナル者マデモ入社セシメ養成スル様ニナツタ為」と説明している⁽²⁴⁾。

このことは、多くの年少女子を雇用した製糸業において、工場法施行後にもなお年少労働者の雇用が進み、義務教育未修了者も多かったことを示している。工場法がザル法とよばれた所以でもある。しかし同時期、国際的に児童労働の使用が制限され、国内でも工場法の改正により最低年齢の引き上げが図られており、低年齢者の雇用が望ましくないという風潮が形成されていった。そして、経営者の間にも「労ニ絶ヘカネ間モナク退社スル」ような子どもは労働力として適切ではないとの認識が生じていた。それはさらなる募集難を引き起こすと考えられたのである。

こうした状況下で、製糸女工の募集において注目すべき取り組みが見られた。それは、職業紹介所による製糸女工の紹介事業の開始であり、いわば農村の年少女子を工場へと組織的に移動させるものであった。さしあたり少年職業紹介事業とは別の取り組みとして実施された女工紹介事業の検討に移ろう。

2 女工供給事業——女工保護組合から職業紹介所へ

(1) 募集の弊害

職業紹介所による初の組織的な女工紹介は、1928年12月から1929年2月にかけて、群馬県前橋市と新潟県の職業紹介所間で実施された。当時は、いずれも東京地方職業紹介事務局管内であり、同局の資料を中心に新潟県の取り組みを検討していきたい。

そもそも職業紹介所による女工紹介は少数ながら実施されていたが、群馬県前橋市職業紹介所が蚕糸業に関して労働者の紹介斡旋を実施し、その効果を喧伝するとともに製糸女工の紹介について調査研究を開始したのは1924年であったという⁽²⁵⁾。当時、製糸女工の多くは1年の雇用期間を終えて12月下旬に帰郷し、1月～2月上旬までに次年度の契約を行い、入場していた。例えば、多くの出稼ぎ女工が地域経済を支える新潟県では、1927年現在、3万人を超える出稼ぎ女工がいた。表3によれば、出稼ぎ先は長野が最も多く、次いで群馬、愛知、岐阜、埼玉と続く。年齢層をみる

(土方苑子『近代日本の学校と地域社会——村の子どもはどう生きたか』東京大学出版会、1994年、152-168頁)。

(23) 前掲大阪地方職業紹介事務局『管内女子工場労働者の概況』。

(24) 郡是製糸株式会社「場長会録事」1924年〔グンゼ(株)所蔵〕。そのため、同社は採用年齢を15歳以上とする「職工募集ノ革命的改革」を行う。詳しくは、榎一江『近代製糸業の雇用と経営』吉川弘文館、2008年、141-180頁を見よ。

(25) 東京地方職業紹介事務局「女工紹介斡旋経過」1929年4月(法政大学大原社会問題研究所所蔵「女工紹介関係資料」所収)。

表3 新潟県出稼ぎ女工の年齢別構成（1927年5月1日現在）

	13-15	16-20	21-25	26-	計
東京	242	1,038	439	105	1,824
埼玉	600	1,348	590	168	2,706
群馬	1,381	2,838	1,014	227	5,460
三重	315	1,179	339	48	1,881
愛知	994	2,963	903	187	5,047
岐阜	537	1,587	511	96	2,731
長野	2,481	4,280	1,162	231	8,154
その他	616	2,136	772	236	3,760
総計	7,166	17,369	5,730	1,298	31,563

資料：東京地方職業紹介事務局『昭和4年度製糸女工紹介顛末』1930年8月，6頁。

注：合計で1,000人を超える地方だけを抽出。

と16-20歳が過半数を占めたが、13-15歳も7千人以上いたことがわかる。この移動に関与する募集人については、「募集従事者トシテ県内ニ募集行為ヲナス者多数ヲ極メ大正十三年末現在三千六百八十余人ニシテ他ノ募集人ヲ合算スレハ優ニ一萬人ニ達スベシ」と推定されていた⁽²⁶⁾。彼らを介さない職業紹介所による女工紹介が模索され始めたといえよう。

実際、募集制度は問題を抱えていた。工場では短期間のうちに必要な人員を集める必要があり、遠隔地募集に多額の費用を負担しなければならなかったし、争奪も生じていたからである。労働者保護の観点からも、弊害があると考えられた。例えば、『労働者募集取締令積義』の著者である木村清司は「女工募集に対する私見」のなかで、主な募集の弊害として次の2つをあげている。それは、「募集従事者其の者の品行上の欠点より来るもので、応募者を工場迄引率する間に風紀を紊す行為を為すこと」と「労働条件をよく明示せずして甘言を以て女工を募集すること」である。ただし、女工の風紀維持は募集の際よりも工場内でこそ問題にすべきであり、募集従事者を廃止すればよいという問題ではないし、労働条件の明示も実際の労働条件を事前を知ることは不可能であり、現行の募集取締令を励行すべきだという。木村は、職業紹介所が募集従事者に代わる機能を果たすことは不可能だとし、「今日募集従事者を撤廃せんとすることは不可能にして且つ不必要なりと信ずる」と述べ、募集の必要を説いている⁽²⁷⁾。しかし、募集従事者の撤廃こそが求められていたのである。

募集をめぐる弊害に対して、多くの地域で取り組まれたのが、女工保護組合の結成であった。1916年3月に長野県北佐久郡平根村に設立された平根村職工組合を嚆矢として岐阜、新潟で普及し、山梨、富山、長野各県にも組織された。その多くは県または地方当局の手によって支援され、①就業工場の選定、共同供給の斡旋、②女工供給工場における契約事項の履行監督、③工場視察、

(26) 同前。なお、西成田豊「近代日本における繊維工業女性労働者の募集方法について」『人文・自然研究』6，2012年3月，180-267頁は、工場側から独立した紹介人・募集人の労務供給請負業者としての役割に改めて注目している。

(27) 「木村清司氏女工募集に対する私見」1928年4月（前掲「女工紹介関係資料」所収）。

④帰郷中の女工の教育・福利厚生施設等を事業内容としたという⁽²⁸⁾。ただし、地方当局からの補助金は微々たるもので、その主な財源は女工供給斡旋に際して工場主から徴収する手数料であったから、多くの組合が供給事業に傾斜していった。

1920年に女工保護組合が結成され、県が補助金を与えるなどして活動を支援してきた新潟県でも同様であった。女工の保護を目的としつつも、保護組合の多くが女工の供給斡旋に着手し、「遂ニ供給ヲ第一義トスルノ傾向ヲ示スルニ至リ其ノ結果組合員タル女工ヲ拘束シ募集員ノ募集行為ヲモ掣肘スル等当初ノ目的ト反スル傾向アリトノ非難ヲ蒙ルニ至」ったという⁽²⁹⁾。新潟県の「女工紹介斡旋規定準則」によれば、紹介斡旋した女工一人当たり、県内工場1円、県外工場2円の手数料を取っていた⁽³⁰⁾。それを負担とする工場側からの非難は以下の通りである。

- 一、保護組合ハ有害無益ナリ
- 二、組合ノ保護供給トハ名ノミニテ実際ハ工場ヨリ派遣シタル募集員ノ手ニヨリ紹介斡旋セラレタル者ニ対シテモ手数料ヲ徴スルヲ二重ノ費用加重ナリ
- 三、組合役員ノ買収ニヨリ不公平ヲ生ズルコト
- 四、無責任ナリ
- 五、雇傭両者ニ不利益ニシテ得ル所ナシ
- 六、手数料ヲ徴スルノミニテ何ラ利益ナシ⁽³¹⁾

実際、1925年に営利職業紹介事業取締規則、労働者募集取締令が施行されると、保護組合による女工斡旋事業の是非が問われた。結局、手数料をとる保護組合は営利職業紹介事業取締規則の適用を受けることになり、その組合役員は同規則による許可を要することになったため、新潟県は従来の保護組合の事務内容のうち紹介斡旋は職業紹介所に任せ、組合は女工の保護指導にのみ従事するという方針を打ち出した。具体的には、健康診断、慰問、特別教養（講話講演）、優良工場の選択、契約に関する援助、女工並家庭と工場との連絡、女工の弔慰（病気又は死亡の場合の弔慰）が保護組合の事業として掲げられた。当時、新潟県下の女工保護組合は85（町村単位77、郡単位4、郡連合会3、県連合会1）あり、その組合員数は12,399人に及んでいたが、その供給事業は職業紹介所を通して行われることになった。それは、「女工募集ニ因ル経済的、社会的問題ヲ漸次解決スルニ至ルベキヲ信シテ疑ハサルナリ」と期待されていたのである⁽³²⁾。

(28) 高木紘一「諏訪製糸業における女工保護組合の生成と発展——職業紹介法発展史の一側面」『山形大学紀要社会科学』3-4、1971年1月、499-542頁。これは、諏訪製糸業に残された資料から女工保護組合の検討を行ったものである。基本的な資料としては、中央職業紹介事務局『大正十一年現在 工女供給組合に関する調査（岐阜、新潟、山梨）』があげられる。また、新潟県の事例については、村岡悦子「日本製糸業における労働政策の一齣—新潟県女工保護組合の歴史と活動を中心に—」『労働問題研究』16、1982年12月、39-58頁に詳しい。

(29) 以下、新潟県については東京地方職業紹介事務局「新潟県下ニ於ケル女工保護組合ト職業紹介所トノ経過状況」（前掲「女工紹介関係資料」所収）による。

(30) 「女工紹介斡旋規定準則」（前掲「女工紹介関係資料」所収）。

(31) 前掲東京地方職業紹介事務局「新潟県下ニ於ケル女工保護組合ト職業紹介所トノ経過状況」。

(32) 東京地方職業紹介事務局「女工紹介斡旋経過」1929年4月。

(2) 職業紹介所による組織的女工紹介の開始

東京地方職業紹介事務局によれば、1927年8月に上田市で開催された長野・新潟・山梨県下職業紹介事務研究会において「女工紹介二関スル件」が協議事項として提出されたのを機にその実現に向けた動きが加速した。12月、長岡市主催の新潟県下職業紹介事務打合会にも同様の付議がなされ、翌1928年6月新潟市での甲信越職業紹介事務打合会を経て、9月5日に東京地方職業紹介事務局主催で新潟県及び新潟・群馬県下の職業紹介所長が集まり、同年末からの実施を申し合わせたという⁽³³⁾。一方、新潟県の糸魚川職業紹介所長小島雅夫は、新潟県社会事業協会立長岡紹介所に在籍していた頃から女工紹介を手がける準備を進めていた。長岡市立職業紹介所が設置されると県社会事業協会立紹介所を糸魚川に移し、主として女工紹介幹旋に従事することとなり、第二の需要地である前橋市紹介所と協定し、その実現を図ったという⁽³⁴⁾。

1928年10月9日に前橋市主催で実施された女工紹介協議会には、中央職業紹介事務局田宮隆光、東京地方職業紹介事務局長佐佐敏彦をはじめ、新潟県社会課長・社会事業主事、群馬県学務部長・工場兼社会課長・社会事業主事などが出席した。また関係職業紹介所として新潟県出雲崎、南鯖石村、糸魚川、岩塚、堀之内の各職業紹介所長と群馬県前橋市職業紹介所長が参加し、前橋市及び勢多郡の14工場関係者も出席した。そこで同意された協定は、女工紹介が無料であることを確認したうえで、協定工場は紹介所所在地での募集行為を行わない代わりに、紹介所は下記の行為を容認することとした。

- 一、各工場ハ女工帰郷前ニ予メ父兄ヲ訪問シ紹介所ノ紹介ニ依ルコトニツキ了解ヲ得ルコト
- 二、募集期間中ハ関係工場ヨリ適当ノモノヲ紹介所ニ派遣シ置キ契約未了者アル場合ハ紹介所員ト協定シテ契約ヲナスコト
- 三、契約ハ帰郷後速ニ締結サレタキコト
- 四、女工帰郷ノ際ハ送り込ヲ兼ネ挨拶トシテ各父兄ヲ訪問スルコト
- 五、前貸金ノ授受ニツイテハ家庭訪問ヲスルコトヲ得⁽³⁵⁾

このほか、幹旋については「入場当初ノ人員ヲ標準トシ現在就業女工ハ継続就業ヲ原則トシ幹旋ニ努ムルコト」とし、その契約は「保護組合長ノ名ニ於テ委任契約ニヨルコト」とした。これらは、従来保護組合が行ってきた紹介事業をそのまま紹介所が引き継ぐ体裁をとり、大きな変化が生じないよう配慮したものと考えられる。問題は、従来、工場側が保護組合に支払っていた手数料が発生せず、保護組合の財源が無くなるという点である。保護組合によっては工場に寄付を要求することもあったようだが、「寄付行為ニ対シテハ保護組合ヨリ何等要求ヲ為サザルモ本年ノ実施成績ニ鑑ミ後日工場側ニ於テ考慮スルコト但シ之ガ実行ニツイテハ需給両地紹介所長ノ幹旋ニ俟ツコト」が確認され、「紹介所ト連絡協定ノ成立セル保護組合ニハ本申合セヲ準用スルコト」とした。職業紹介所の女工紹介事業は、このように、女工保護組合のもとで実施されていた形式を維持した形で発足したといえよう。

(33) 東京地方事務局「昭和4年度製糸女工紹介顛末」1930年8月。

(34) 第一の需要地である長野県諏訪地方の製糸家たちとの間で生じた紛争については、東條由紀彦『製糸同盟の女工登録制度』東京大学出版会、1990年、172頁に要約されている。

(35) 「女工紹介協議会協定事項（昭和三年十月九日於前橋市）」（前掲「女工紹介関係資料」所収）。

さて、組織的な女工紹介が実施された1928年度の状況を確認しておこう。求職者の受付は新潟県下6職業紹介所で実施され、求人受付は施行規則第13条の「第3次連絡手続」を経るものと施行規則第10条により直接遠隔地間の求人受付をするものがあった。前者は前橋職業紹介所で受け付けた10工場のみであり、前述の協定工場であった。若干減っているのは、賃金不払い、書類不備等で受け付けられなかった工場があるためである。その他の工場は新潟県下の職業紹介所へ直接申し込んだが、工場所在地は群馬、埼玉、千葉、長野、愛知、京都、静岡、新潟、福島、兵庫、滋賀、岐阜の12府県に及んだ。両者あわせて、求人数3,855人に対し供給（紹介）実数2,600人であった⁽³⁶⁾。

(3) 嘱託員の設置

職業紹介所の専任職員は、それほど多くなかった。例えば、先述の糸魚川職業紹介所は、西頸城郡一円を単位とする西頸城郡女工保護組合と提携し、郡内20ヶ町村という広範な区域の女工を取り扱うため、120名の嘱託員を設置する計画を立てている。西頸城郡女工保護組合の1927年の幹旋実績は1,262人（12歳22人、13歳115人、14歳130人、15歳172人、16歳以上823人）であったから、およそ10人に一人配置される計算になる⁽³⁷⁾。同様の嘱託員は出雲崎、岩塚、南鯖石、堀之内職業紹介所にも置かれた⁽³⁸⁾。「嘱託員の執務」は以下のとおりである。

- 一、嘱託員ハ女工紹介ニ関シテハ所長指揮監督ノ下ニ本要項所定ノ事務ニ従フモノトス
- 二、嘱託員ハ職業紹介法ノ精神ニ遵ヒ求人求職何レニモ偏セス公平無私タルヘキコト
- 三、取扱ニ當リテハ職業指導的見地ヲ忘却スルカ如キコトナキ様注意スルコト
- 四、嘱託員ハ予メ職業紹介所ヨリ通知シ置キタル求人口ニツキ求職者若ハ其ノ保護者ヲ特定ノ場所ニ集合セシメ又ハ已ムヲ得サル場合ハ個別的ニ之ヲ訪問シ求人条件等ニツキ説明ヲナシ別紙様式ニヨリ調査票ヲ作製シ之ヲ職業紹介所ニ送付スルコト
- 五、嘱託員ハ其ノ担当区域内ノ状況ヲ絶^{ママ}ヘズ職業紹介所ニ報告スルコト
- 六、嘱託員ハ紹介所ヨリ送付ヲ受ケタル割引証ヲ就職者ニ伝達シ受領証ヲ徴シ紹介所ニ送付スルコト
- 七、嘱託員ハ就職者ノ出発ニ際シ之カ保護ニ当ルコト
- 八、嘱託員ニシテ服務ノ精神ニ反シ職業紹介所ノ信用ヲ失墜スルノ惧アル場合ハ解職スルコトアルヘシ⁽³⁹⁾

興味深いことに、当初小島所長は紹介事務取扱嘱託員の資格を単に「其町村在住者ニシテ紹介事務取扱適任者ト認ムルモノ」とし、報酬を「無報酬」とする私案をもっていた⁽⁴⁰⁾。しかし、「其町村在住ノ地方有力者中ソノ人格、資産等ヲ考慮シ紹介事務取扱適任者ト認ムルモノ」とし、報酬も

(36) 東京地方職業紹介事務局『昭和3年度新潟県出身女工紹介顛末概要』（1929年4月19日）。

(37) 西頸城郡女工保護組合『共存時報』1928年10月、60、61頁（前掲『労働事情2 労働諸相3 女工③』）。

(38) 東京地方職業紹介事務局「昭和四年度製糸女工紹介顛末」1930年8月。

(39) 「新潟県社会事業協会糸魚川職業紹介所女工紹介事務嘱託員設置ニ関スル要綱」（前掲「女工紹介関係資料」所収）。

(40) 「糸魚川職業紹介所女工紹介予定施設（小島所長私案）」（前掲「女工紹介関係資料」所収）。

「有給トシ嘱託者タル社会事業協会ヨリ支給ス」と修正している⁽⁴¹⁾。地方の有力者で人格、資産を有する者が有給で従事する嘱託員が、職業指導的見地から女工紹介に当たるという構図から、その女工紹介がある種のバイアスを帯びていたことが推測される。

実際、講習会等を実施して職業紹介の趣旨を嘱託員に徹底させる試みがなされたものの、保護組合の委員が嘱託員を兼ねることもあり、その立場や役割は理解されにくかったようである。「岡谷製糸研究会」から4人が新潟県庁を訪れ、社会課での面会の様子を記した記録には、次の問答が残されている。

問 組合ノ委員ト紹介所ノ嘱託員トノ関係如何

答 全ク関係ナシ 同一人カ両者ヲ兼ヌルトスルモ組合ノ委員ハ保護ニ任シ嘱託員ハ女工紹介事務ノミヲ為スノミ

問 嘱託員ハ募集員ヲ尾行シ違反行為ヲ摘発シテ歩クニ否ラスヤ

答 ソンナ暇ハアラサルヘシ 但シ募集員カ違反行為ヲナサハ摘発セラル、モ止ムヲ得ヘシ 違反無キ限り心配スルニ及ハス故意ニ邪魔スルコトモナカラン⁽⁴²⁾

募集を行う他県の製糸業者からみれば、嘱託員は保護組合の委員と同様であるか、募集行為を邪魔する存在としか映っていなかったようである。さらに問答は続く。

問 是非紹介所ニ委セサルヘカラサルカ

答 御自由ナリ 当方トシテハ委任セラル、コトヲ希望スルモ不同意ナレハ致方無シ開始届ヲ出シテ募集セラルヘシ

問 諏訪方面ニテハ本年ノ紹介所ノ成績ヲ見タル上来年ヨリ委任スルカ否カヲ決シタシ故ニ本年ハ募集員ヲ以テ出来得ル限り募集シ不足分ヲ紹介所ニ依頼シタシ

答 足ラス分丈ノ紹介ハ不可能ナラン 委セルナラハ全部委スコト委セヌナラハ全ク工場側ニ於テ募集スルコト⁽⁴³⁾

募集か紹介かという二者択一を迫られた諏訪地方の工場主たちが職業紹介所に一任出来なかったのには、理由がある。同日、保安課を訪れた際の問答には、「従来ノ成績ニ鑑ミ一方岐阜県ノ経験ニ基キ紹介所ニ一任スルコト能ハス」と述べており、岐阜県での試みから紹介所に依頼しても必要な労働力を確保できないという不安を抱えていた。加えて、糸魚川職業紹介所長個人に対する不満があったことも吐露している。

小島所長岡谷ニ来リ研究会員集合ノ席上ニ於ケル「前橋市工場ト協定セリ各位モ勿論賛成ナラン 協定セラレタシ 若シ協定セサレハ当方ニ於テモ採ルヘキ手段アリ云々」ノ言語如何ニモ高圧的ニシテ非常ニ一同ノ感情ヲ害シタルタメニ工場側ハ如何ナル犠牲ヲ払フモ対抗シテ募集スヘシト申合セタリ⁽⁴⁴⁾

(41) 「(修正) 女工紹介施設案 (糸魚川紹介所長案)」(前掲「女工紹介関係資料」所収)。

(42) 「新潟県社会事業主事桐生熊蔵氏十二月二十日附処方」(前掲「女工紹介関係資料」所収)。

(43) 同前。

(44) 同前。

(4) 製糸女工紹介要綱の制定

女工紹介事務取扱職業紹介所は、当初、新潟県下6か所と群馬県前橋市の7か所のみであったが、翌年には表4に示すように、6県27か所に拡大した。女工を供給する新潟県で5つの職業紹介所が新設されたのに加え、製糸工場が密集する長野県平野村に職業紹介所が設置されることによって、その取扱量は飛躍的に増えていった。

表4 管内製糸業職業紹介

年	求人数	求職者数	就職者数
1923	1172	585	300
1924	2503	796	339
1925	882	655	277
1926	940	413	180
1927	1359	574	202
1928	8675	1900	739
1929	32,012	24,717	21,162

資料：東京地方職業紹介事務局『昭和4年度製糸女工紹介顛末』1930年8月、6-7頁。

注：求人数の急増は、「昭和三年末より新潟、群馬、長野等の各県職業紹介所が相協定して製糸女工の取扱をなせる為であって、昭和四年の求人数の異常の増加は長野県平野村職業紹介所の開設に伴ひ同付近岡各〔谷力〕方面の工場の求人を受付けた為」と説明されている。

また、1929年11月に新潟県が主催した「新潟県関係工場女工紹介協議会」には、製糸、紡績工場等の代表者50人が列席し、職業紹介所を通じた女工紹介への工場側の参加も進んだ。東京地方職業紹介事務局管内でのまとめによると、表5のごとく、1928年末から実施された組織的女工紹介により、その取扱数は急増したのである。なお、1929年における新潟県下各紹介所の取扱数は8,373人で、出稼ぎ女工全体（1927年当時新潟県調査31,563人）の26.5%に当たるといふ⁽⁴⁵⁾。このように、女工紹介事業が取扱量の増大と地域的広がりを見せるなか、1931年6月には事務の統一を図るため東京地方職業紹介事務局長より「製糸女工紹介要綱」が通牒された⁽⁴⁶⁾。まず、綱領において、女工紹介が「職業紹介事業ノ範囲」を超えないよう注意を喚起し、女工保護を目的とする女工保護組合との提携については、「自ラ紹介斡旋ヲ為スモノアリ右ノ如キ組合トハ絶対ニ提携セサルハ勿論事実上職業紹介所ノ紹介ハ必要ナキモノトス又職業紹介所ノ紹介ニ関連シテ寄付金ヲ受クルカ如キ組合トハ提携ス可カラサルモノトス」として、寄付金の取り扱いに注意を促した。また、募集との関係については、需要地では「求人受付ノ際充分精査ヲ為シ募集ニ関係ナキモノニ付テノミ受理」し、供給地では「既ニ連絡日報ニ登載セラレタル求人ト雖募集従事者ニ於テ直接募集シタルモノト認メラルルモノニ付テハ職業紹介所ノ紹介ハ必要ナキモノトス」とした。以上を前提として、具体的な手続きが定められたのである。

1931年には長野地方職業紹介事務局が設置され、長野、山梨、群馬、新潟を管轄することにな

(45) 前掲東京地方職業紹介事務局「製糸女工紹介顛末」1930年8月、43頁。

(46) 以下、「製糸女工紹介要綱」による。

表5 女工紹介取扱職業紹介所（1929年）

		備考
新潟県	新潟市 長岡市 高田市 寺泊町 堀之内町 出雲崎町 南鱒石村 新津町 松代村 小国郷 新潟県社会事業協会糸魚川 同岩塚 同塚山 同新初田	継続 継続 継続 新設 新設 新設 継続 継続 新設 新設
群馬県	前橋市 高崎市 伊勢崎町	継続
長野県	平野村 長野市 上田市 松本市	新設
埼玉県	川越市 熊谷町 浦和町	
福島県	郡山市	
山梨県	谷村町 甲府市	

資料：東京地方職業紹介事務局『昭和四年度製糸女工紹介顛末』1930年8月。
注：備考欄の「継続」は第1回から女工紹介を行っているもの、「新設」は女工紹介を取り扱うために新たに設置されたもの。

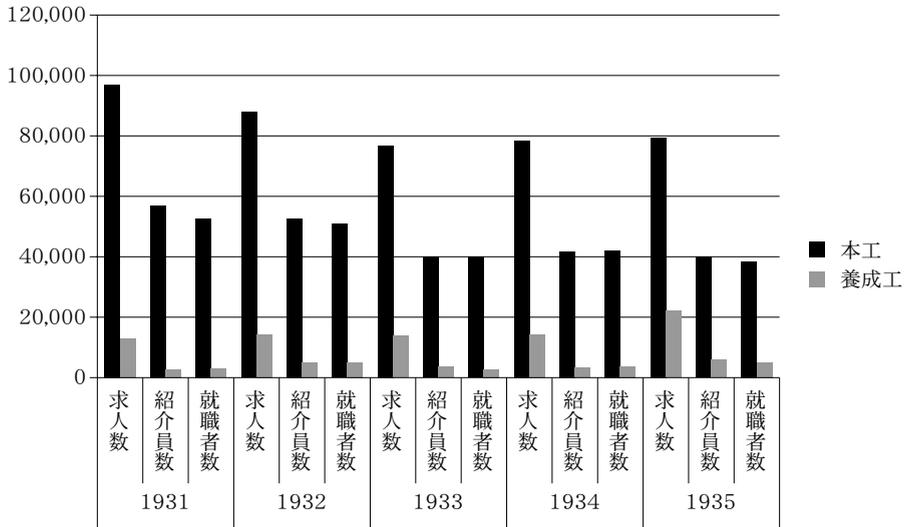
り、女工紹介事業の中心地となった。長野地方職業紹介事務局の紹介実績は、図1のとおりである。ここでは、製糸業の衰退とともに本工が減少するなか、養成工の取り扱いが増大していったことが分かる。これは、小学校との連携のもとに強化されていくのである。

おわりに

近代日本の児童労働はもっぱら女工をめぐる社会問題化した。工業化の過程において、繊維産業を中心とする工場労働者の多くを年少の女子が占めていたが、彼女らの労働をめぐる「子ども」としてではなく「女性」の問題として把握された。そのために、児童労働それ自体が大きな社会問題としては認識されなかったが、日本の場合、女工をめぐる問題のなかに社会問題としての児童労働問題が含まれていたと考えるのが妥当であろう。本稿は、15歳未満の女工に注目して、近代日本の児童労働について考察してきた。

工業に使用し得る最低年齢が12歳以上から14歳以上へと引き上げられていく過程を概観しつつ確認したのは、工場法の不備が幼年工の使用を合法化し、工業化の進展に伴う労働力不足が年少者

図1 製糸工取扱実績（長野地方職業紹介事務局）

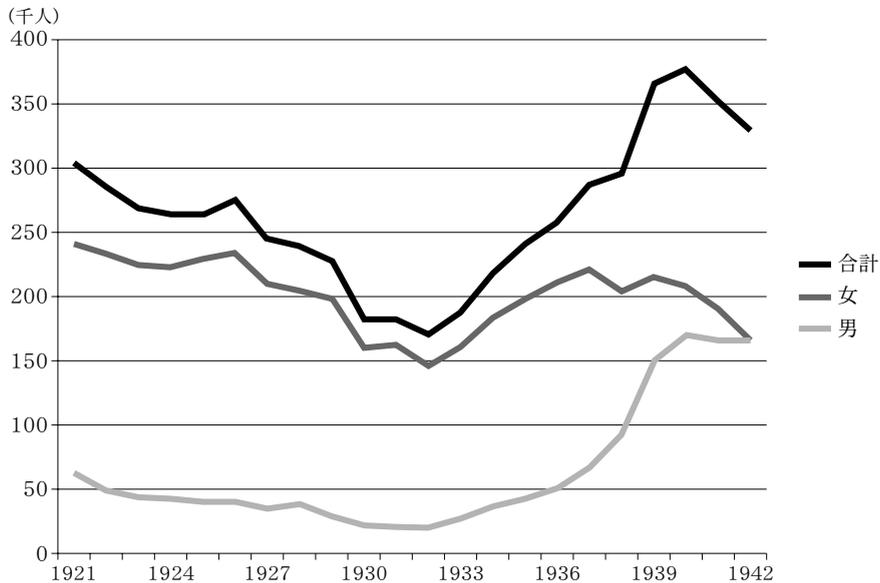


資料：長野地方職業紹介事務局「本年度製糸女工紹介ニ関スル情報（一月二十三日）」より。

の雇用を促進した点である。しかし、幼年工を戦略的に用いた経営側の試みが必ずしも成功しなかった点は先述のとおりである。法整備が進み、ひとまず義務教育の修了が保障されると、年少労働者の保護は小学校卒業時点での適切な職業指導に委ねられることになったのである。

同時期、職業紹介所による女工紹介事業が開始された。これは、職業紹介所を通して、農村の年

図2 少年工場労働者数（16歳未満）の推移



資料：「工場統計表」（職工5人以上使用工場、各年末現在）。

少女子を工場へと組織的に移動させるものであった。新潟県における職業紹介所による女工紹介事業の展開は、地域経済が出稼ぎ女工に依存する地域において、募集の弊害から女工を守り、保護する動きから派生していた。工場が一定の労働条件を維持することを条件に女工供給を行うこの仕組みは、一定の成果を上げたように思われる。しかしながら、職業紹介所と小学校、女工保護組合との連携は、嘱託員を媒介に年少女子労働者のより積極的な就業斡旋へとつながっていったのである。

最後に、16歳未満の工場労働者の推移を確認しておこう。図2のように、少年工場労働者は圧倒的に女子が多かった。1930年代初頭にかけて、男女ともに減少傾向にあったが、その後増加に転じた。特に男子の増加は著しく、1942年には女子を抜く。この間、少年職業紹介は、1938年10月の厚生省・文部省による「訓令」で職業指導のいっそうの強化・徹底による労働力の統制へと展開し、1941年の労務調整令により、小学校卒業（中退）者は、卒業（中退）から2年間は国民職業指導所（職業紹介所を改称）の紹介による以外、採用＝就職することができなくなった。彼らは貴重な労働力として、重要産業へ配置されたのである。

近年、学校から職業への組織的な移動の仕組みとして戦前期の少年職業紹介に注目する見解がある⁽⁴⁷⁾。製造業男子労働者に即して「就社」社会の形成を描く菅山真次は、そこで形成された広域紹介の枠組みが、戦時統制期を経て戦後の新規学卒市場の制度化につながったと指摘する⁽⁴⁸⁾。女工紹介事業は、それに先行して独自の展開を遂げていたと見ることができよう。

（えのき・かずえ 法政大学大原社会問題研究所准教授）

(47) 高瀬正弘「戦間期日本における少年職業紹介の制度化過程——「大都市就職希望少年職業紹介」の形成」『東京大学大学院教育学研究科紀要』38, 179-186頁, 1999年。

(48) 菅山真次『「就社」社会の誕生——ホワイトカラーからブルーカラーへ』名古屋大学出版会, 2011年, 338-346頁。